

大口町告示第46号

大口町都市緑化推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年3月29日

大口町長 鈴木雅博

大口町都市緑化推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県が行うあいち森と緑づくり都市緑化推進事業（緑の街並み推進事業）に基づく間接補助事業として、町内にある敷地及び建築物において、町民や事業者が行う優良な緑化事業に対して交付する大口町都市緑化推進事業費補助金について、町費補助金等の予算執行に関する規則（昭和53年大口町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 敷地等 町内の市街化区域及び市街化調整区域内の既存集落にある敷地又は建築物をいう。ただし、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が管理するものを除く。
- (2) 緑化施設 植栽その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木等（樹木、芝、地被類、つる性植物等で多年性のものをいう。）並びにこれらに付随して設けられるその他の施設をいう。
- (3) 緑化対象面積 都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第9条第1号並びに第2号イ、ロ及びホの緑化施設の面積の算出方法により算出した面積をいう。

(補助の対象)

第3条 町長は敷地等において、別表第1に定める緑化事業であつて、かつ、別表第2に定める条件を満たしている事業（以下「対象緑化事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、対象緑化事業としない。

- (1) 緑化工法又は緑化資材の営業を目的とした事業
- (2) 土地又は建物に定着していない移動可能なものに係る事業

- (3) 過去にこの要綱の規定に基づく対象緑化事業とされたことのある敷地等における事業
 - (4) 他の補助金の対象となる事業
 - (5) 町税を滞納している者が行う事業
 - (6) 大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者が行う事業
- 3 対象緑化事業は、第6条の規定による補助金の交付決定を受けた後に当該対象緑化事業に着手し、かつ、当該年度の3月15日までに第9条に定める手続きが完了するものでなければならない。
- 4 補助金の交付申請をすることができる者（以下「申請者」という。）と補助事業により設置される緑化施設の管理者（以下「管理者」という。）は同一でなければならない。ただし、申請者と管理者が異なる場合にあっては、申請者と管理者の間で、管理義務を管理者が負う旨の取決めがされているときは、申請者と管理者は同一とみなすものとする。
- 5 申請者が対象緑化事業により設置される緑化施設の存する敷地等の所有者と異なるときは、当該敷地等の所有者の承諾を得た上で、補助金の申請をしなければならない。

（補助の内容）

第4条 補助金の交付額は、別表第1に定めるとおりとする。また、同一の敷地等において、対象緑化事業を重複して行う場合は、その合計金額とする。ただし、算出した金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定による補助金の交付額の算出に用いる交付対象経費には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まないものとする。ただし、次に掲げる申請者にあっては、消費税等を交付対象経費に含めて交付金額を算定することができる。

- (1) 個人事業者ではない個人

(2) 消費税法（昭和63年法律第108号）における納税義務者とならない事業者

(3) 消費税を納める義務を免除された事業者

(4) 消費税の簡易課税制度の適用を受ける届出をしている事業者

(5) 消費税法別表3に掲げる法人

(6) 消費税の課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由により消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者

3 第1項の規定により算出した金額が10万円未満のときは、補助金は交付しない。

4 第1項の規定により算出した金額が500万円を超えるときは、補助金の交付額は500万円とする。

（補助金の交付申請）

第5条 申請者は大口町都市緑化推進事業費補助金交付申請書（様式第1-1）に次に掲げる書類（第8号及び第9号に掲げる書類にあつては、当該事由に該当するときに限る。）を添付して、対象緑化事業に着手する前に町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第1-2）

(2) 事業費内訳明細書（様式第1-3）

(3) 事業費を証明する書類（見積書等）

(4) 事業場所の位置図

(5) 事業に係る図面（計画平面図、緑化工法のわかる図面（断面図等））

(6) 写真（対象緑化事業の未着手がわかるもの）

(7) 町税の納税証明書

(8) 管理者が管理義務を負う旨の取決め書

(9) 事業実施敷地等の所有者の承諾書

(10) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査した上で、

適当と認めるときは、申請者に大口町都市緑化推進事業費補助金交付決定通知書（様式第2）により補助金の交付決定をした旨を通知するものとする。また、町長は補助金交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

（事業計画の変更）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、対象緑化事業の内容を変更するときは、大口町都市緑化推進事業費補助金内容変更承認申請書（様式第3）に対象緑化事業の内容変更がわかる書類を添付して、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、適当と認めるときは、申請者に大口町都市緑化推進事業費補助金変更承認通知書（様式第4）により交付決定の内容を変更した旨を通知するものとする。この場合において、補助金の交付額については、前条の規定により交付決定された金額を上限とする。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、対象緑化事業を中止し、又は廃止しようとするときは、大口町都市緑化推進事業費中止・廃止承認申請書（様式第5）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を承認したときは、申請者に大口町都市緑化推進事業費中止・廃止承認通知書（様式第6）によりその旨を通知するものとする。

（事業実績報告）

第9条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、対象緑化事業が完了したときは、速やかに大口町都市緑化推進事業費実績報告書（様式第7-1）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第7-2）
- (2) 事業に係る図面（完成平面図、緑化工法のわかる図面（断面図等））
- (3) 写真（対象緑化事業の施行中及び完了がわかるもの）
- (4) 事業費用支払領収書の写し又はそれに類するもの

(5) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により大口町都市緑化推進事業費実績報告書の提出があったときは、書類審査を行うほか、必要に応じて現地調査を行い、対象緑化事業の成果が補助金交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、大口町都市緑化推進事業費補助金交付確定通知書（様式第8）により申請者に補助金の交付額の確定した旨を通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 申請者は、前条の規定による確定通知書を受け取った日から起算して20日以内に大口町都市緑化推進事業費補助金請求書（様式第9）を町長に提出するものとする。ただし、最終請求日は、翌年度の4月20日とする。

2 補助金は、請求書を受け取った日から起算して30日以内に交付するものとする。

(表示板の設置)

第12条 補助金の交付を受けた申請者は、「あいち森と緑づくり税」を活用した補助制度により緑化事業を実施した旨の表示板（様式第10）を対象緑化事業の施行箇所に設置しなければならない。

(緑化施設の管理)

第13条 補助金の交付を受けた申請者は、対象緑化事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって、緑化施設の健全な育成及び管理に努めなければならない。

(状況報告)

第14条 町長は、必要と認める場合は、補助金の交付を受けた申請者に対し、大口町都市緑化推進事業費補助金対象緑化施設状況報告書（様式第11）に次に掲げる書類を添付して、補助対象事業の状況を報告させることができる。

(1) 事業施行場所の位置図

(2) 事業に係る図面（完成平面図、緑化工法のわかる図面（断面図等））

(3) 写真（対象緑化施設の最新の状況がわかるもの）

(補助金の返還等)

第15条 町長は、補助金の交付決定を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、当該申請者に大口町都市緑化推進事業費補助金交付決定取消通知書(様式第12)によりその旨を通知するとともに、交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の条件に反する行為があったとき。
- (3) 補助を受けた緑化施設を故意に破壊し、又は緑化施設以外の用途に転用したとき。

(財産の処分の制限)

第16条 補助金の交付を受けた申請者は、当事者により取得した財産を、町長の書面による承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りではない。

2 町長は、補助金の交付を受けた申請者が、前項の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(その他必要事項)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

緑化事業	対象規模	補助対象経費	補助金の額
屋上緑化 壁面緑化 空地緑化 駐車場緑化	緑化対象面積の合計が概ね100㎡以上のもの	屋上緑化、壁面緑化、空地緑化及び駐車場緑化に係る費用のうち、植栽、植栽基盤（土壌、軽量土、土壌改良材及び防根層を含む。）、かん水施設及び園路整備に要する費用及び第12条の表示板設置に要する費用	補助対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める算式により算出した額を限度とする。 (1) 屋上緑化又は壁面緑化の場合それぞれの緑化事業について 緑化対象面積×3万円/㎡ (2) 空地緑化の場合 緑化対象面積×1万5千円/㎡ (3) 駐車場緑化の場合 緑化対象面積×2万円/㎡
生垣設置	延長が50m以上のもの	生垣設置に要する費用及び第12条の表示板設置に要する費用	補助対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、次に定める算式により算出した額を限度とする。 (1) 生垣延長×5千円/m

別表第2（第3条関係）

緑化事業	基準	要件
屋上緑化 壁面緑化 空地緑化 駐車場緑化	右記要件（①～③）のいずれかを満たすこと	①公開性（管理者等の了承のもと必要に応じて見ることができるとも可）であること。 ②緑化対象面積が1,000㎡以上であること。 ③中高木による緑化面積が緑化対象面積全体の25%以上であること。
生垣設置	右記要件（①～②）のすべてを満たすこと	①生垣設置の接道（公道及び町長がこれに準ずると認める道路に接することをいう。）延長が生垣延長の50%以上であること。 ②生垣延長1m当たり2本以上植栽をすること。

備考 他の法令等に基づく緑化率の規制がある場合は、定められた緑化率を上回る
こと。

様式 1 - 1 (第 5 条関係)

(表)

年 月 日

大口町長 様

申請者

住 所

氏 名

㊟

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号

大口町緑化推進事業費補助金交付申請書

大口町緑化推進事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けたいので、同要綱第 5 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業の種類	<input type="checkbox"/> 屋上緑化 <input type="checkbox"/> 壁面緑化 <input type="checkbox"/> 空地緑化 <input type="checkbox"/> 駐車場緑化 <input type="checkbox"/> 生垣設置		
事業実施場所	大口町		
緑化施設の管理者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
	<input type="checkbox"/> 申請者と異なる 住 所 氏 名		
緑化施設を設置する敷地等の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
	<input type="checkbox"/> 申請者と異なる 住 所 氏 名		
緑化対象面積	㎡	生垣の延長	m
全体事業費	金		円
補助金交付申請額	金		円
着手予定年月日	日	年 月	完了予定年月日
			日 年 月

(裏)

(注) 緑化対象面積には、花壇、水流、池等の面積は含めません。

該当する□の中にレ印をつけてください。

添付書類 ((1) ~ (7)) は必須

- (1) 事業計画書 (2) 事業費内訳明細書 (3) 事業費を証明する書類
- (4) 事業場所の位置図 (5) 事業に係る図面 (6) 写真 (7) 町税の納税証明書
- (8) 管理者が管理義務を負う旨の取決め書
- (9) 事業実施敷地等の所有者の承諾書 (10) その他町長が必要と認める書類

<申請者申告欄>

私は、下記の「」にあてはまる申請者であるため、交付対象事業費に消費税等を含めた金額で申請します。

- ① 個人事業者ではない個人
- ② 消費税法における納税義務者とならない事業者
- ③ 消費税を納める義務を免除された事業者
- ④ 消費税の簡易課税制度の適用を受ける届出をしている事業者
- ⑤ 消費税法別表3に掲げる法人
- ⑥ 消費税の課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由により消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者

様式第 1 - 2 (第 5 条関係)

事業計画書

申請者名							
事業の種類		<input type="checkbox"/> 屋上緑化 <input type="checkbox"/> 壁面緑化 <input type="checkbox"/> 空地緑化 <input type="checkbox"/> 駐車場緑化 <input type="checkbox"/> 生垣設置					
事業実施場所		大口町					
事業予定期間		年 月 日～ 年 月 日					
事業費 *別紙事業費内訳明細書による		金 円	財源 内訳	交付金申請額	金 円		
				申請者負担額	金 円		
土地利用状況 *該当する箇所に○印をつける		住居系の用途地域		商業系の用途地域			
		工業系の用途地域		市街化区域に隣接した市街化調整区域			
		D I D 地区		既存集落			
		その他()					
優良基準	屋上緑化、壁面緑化、 空地緑化、駐車場緑化 *該当する箇所に○印をつける	公開性である。					
		緑化対象面積が 1, 0 0 0 m ² 以上である。					
		高木、中木による緑化面積が 2 5 %以上である。					
	生垣設置 *該当する箇所に○印をつける	接道延長が生垣延長の 5 0 %以上である。					
		1 m 当たり 2 本以上植栽をしている。					
敷地面積 (うち緑化対象面積)		m ² ① (m ²) ②					
屋上緑化面積 (うち中高木)		m ² (m ²)					
壁面緑化面積 (うち中高木)		m ² (m ²)					
駐車場緑化面積 (うち中高木)		m ² (m ²)					
緑化対象面積 (うち中高木)		m ² ② (m ²) ③					
緑化率		%②/①					
中高木植栽率		%③/②					
樹種	高木、中木、低木 (樹種名、本数、m ²)	樹種名	本	m ²	樹種名	本	m ²

(裏)

【材料】 あいち森と緑づくり事業の補助により整備した旨を示す表示板					
【④表示板設置費】					
【材料以外】 上記の設置費用					
項目	数量	単位	単価 (材工共)	金額	備考
小計D					
【その他】					
項目	数量	単位	単価 (材工共)	金額	備考
小計E					
合計					
諸経費					
消費税 (率)					
金額 (経費・消費税込)					
1 / 2 に当る金額					
m ² あたりの平均単価					
要望交付金					

(審査の結果、交付決定金額が要望額を下回る場合があります。)

【記入上の注意事項】

- ・ 防水対策費、排水ドレーン改良費などは補助対象になりません。
- ・ 屋上緑化の客土（軽量土壌等）は、【①植栽費】ではなく、【②屋上緑化資材費】に記入して下さい。
- ・ 植物と屋上緑化資材が一体となったものは【②屋上緑化資材費】に入力して下さい。
- ・ 荷揚げ費については【その他】に入力して下さい。
- ・ 移植工事は植付時の費用のみ補助対象になります。掘取・運搬は補助の対象になりません。
- ・ 植栽基盤の整備のみでは補助対象になりません。
- ・ 【①植栽費】の備考欄には、高さ(H)・幹周り(C)などを記入して下さい。
- ・ 数量は、計画平面図などで必ず確認できるようにして下さい。

(裏)

【材料】 あいち森と緑づくり事業の補助により整備した旨を示す表示板					
【④表示板設置費】					
【材料以外】 上記の設置費用					
項目	数量	単位	単価 (材工共)	金額	備考
小計D					

【その他】					
項目	数量	単位	単価 (材工共)	金額	備考
小計E					

合計	
諸経費	
消費税 (率)	
金額 (経費・消費税込)	
1 / 2 に当る金額	
m ² あたりの平均単価	
要望交付金	

(審査の結果、交付決定金額が要望額を下回る場合があります。)

【記入上の注意事項】

- ・ 同一壁面及び水平投影の重なる壁面に整備する壁面緑化面積は、延長×1mを上限とします。
- ・ 植物と壁面緑化資材が一体となったものは【②壁面緑化資材費】に入力して下さい。
- ・ 外壁から50cm以内に整備する生垣やエスパリエは「空地」シートに入力して下さい。
- ・ 壁面緑化の植栽基盤と空地緑化の植栽基盤が同一の場合は、「空地」シートの【①植栽費】で計上することもできます。
- ・ 造成費用、伐採費用、処分費は補助対象になりません。(客土投入に伴う残土の積込・運搬・処分費は補助対象です)
- ・ 移植工事は植付時の費用のみ補助対象になります。掘取・運搬は補助の対象になりません。
- ・ 植栽基盤の整備のみでは補助対象になりません。
- ・ 【①植栽費】の単価欄には、客土や支柱を含んだ見積価格を記入して下さい。
- ・ 【①植栽費】の備考欄には、高さ(H)・幹周り(C)などを記入して下さい。
- ・ 数量は、計画平面図などで必ず確認できるようにして下さい。

(裏)

【材料】 あいち森と緑づくり事業の補助により整備した旨を示す表示板					
【③表示板設置費】					
【材料以外】 上記の設置費用					
項目	数量	単位	単価 (材工共)	金額	備考
小計C					

【その他】					
項目	数量	単位	単価 (材工共)	金額	備考
小計D					

合計	
諸経費	
消費税 (率)	
金額 (経費・消費税込)	
1 / 2 に当る金額	
m ² あたりの平均単価	
要望交付金	

(審査の結果、交付決定金額が要望額を下回る場合があります。)

【記入上の注意事項】

- ・ 造成費用、伐採費用、処分費は補助対象になりません。
(客土投入に伴う残土の積込・運搬・処分費は補助対象です)
- ・ 植栽基盤の整備のみでは補助対象になりません。
- ・ 移植工事は植付時の費用のみ補助対象になります。掘取・運搬は補助の対象になりません。
- ・ 【①植栽費】の単価欄には、客土や支柱を含んだ見積価格を記入して下さい。
- ・ 【①植栽費】の備考欄には、高さ(H)・幹周り(C)などを記入して下さい。
- ・ 数量は、計画平面図などで必ず確認できるようにして下さい。

(裏)

【材料】 あいち森と緑づくり事業の補助により整備した旨を示す表示板					
【④表示板設置費】					
【材料以外】 上記の設置費用					
項目	数量	単位	単価 (材工共)	金額	備考
小計D					

【その他】					
項目	数量	単位	単価 (材工共)	金額	備考
小計E					

合計	
諸経費	
消費税 (率)	
金額 (経費・消費税込)	
1 / 2に当る金額	
m ² あたりの平均単価	
要望交付金	

(審査の結果、交付決定金額が要望額を下回る場合があります。)

【記入上の注意事項】

- ・ 駐車場緑化資材を使用しない緑化 (車止めの背後や駐車場周りの植栽など) は、原則として「空地」シートに入力して下さい。
- ・ 舗装の撤去費用や処分費は補助対象になりません。(客土投入に伴う残土の積込・運搬・処分費は補助対象です)
- ・ 植栽基盤の整備のみでは補助対象になりません。
- ・ 移植工事は植付時の費用のみ補助対象になります。掘取・運搬は補助の対象になりません。
- ・ 【①植栽費】の単価欄には、客土や支柱を含んだ見積価格を記入して下さい。
- ・ 数量は、計画平面図などで必ず確認できるようにして下さい。

(裏)

【材料】 あいち森と緑づくり事業の補助により整備した旨を示す表示板					
【③表示板設置費】					
【材料以外】 上記の設置費用					
項目	数量	単位	単価 (材工共)	金額	備考
小計C					

【その他】					
項目	数量	単位	単価 (材工共)	金額	備考
小計D					

合計	
諸経費	
消費税 (率)	
金額 (経費・消費税込)	
1 / 2 に当る金額	
m ² あたりの平均単価	
要望交付金	

(審査の結果、交付決定金額が要望額を下回る場合があります。)

【記入上の注意事項】

- ・ 造成費用、伐採費用、処分費は補助対象になりません。
(客土投入に伴う残土の積込・運搬・処分費は補助対象です)
- ・ 植栽基盤の整備のみでは補助対象になりません。
- ・ 移植工事は植付時の費用のみ補助対象になります。掘取・運搬は補助の対象になりません。
- ・ 生垣を含む緑化面積の合計が100m²以上の場合は、「空地」シートなどで計上しても構いません。
- ・ 【①植栽費】の単価欄には、客土や支柱を含んだ見積価格を記入して下さい。
- ・ 【①植栽費】の備考欄には、高さ(H)・幹周り(C)などを記入して下さい。
- ・ 数量は、計画平面図などで必ず確認できるようにして下さい。

様式第2（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

大口町都市緑化推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました大口町都市緑化推進事業費補助金について、大口町都市緑化推進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

事業の種類	<input type="checkbox"/> 屋上緑化 <input type="checkbox"/> 壁面緑化 <input type="checkbox"/> 空地緑化 <input type="checkbox"/> 駐車場緑化 <input type="checkbox"/> 生垣設置
事業実施場所	大口町
交付決定金額	金 円
特記事項	<p>補助金交付の条件 補助金の交付を受ける申請者は、以下の点に留意してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「あいち森と緑づくり税」を活用した補助制度により緑化事業を実施した旨の表示板を設置してください。 2 緑化事業が完了した後においても管理者の注意をもって、樹木等の健全な育成及び管理に努めてください。 3 町長が必要と認めたときは、緑化施設の状況を速やかに報告してください。 <p>注意事項 1 交付申請書類の内容に虚偽があった場合、上記交付金の全部又は一部の返還を求めることがあります。</p>

様式第3（第7条関係）

年 月 日

大口町長 様

申請者

住 所

氏 名 ㊟

（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号

大口町都市緑化推進事業費補助金内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のありました大口町都市緑化推進事業の内容を変更したいので、大口町都市緑化推進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業の種類	<input type="checkbox"/> 屋上緑化 <input type="checkbox"/> 壁面緑化 <input type="checkbox"/> 空地緑化 <input type="checkbox"/> 駐車場緑化 <input type="checkbox"/> 生垣設置
事業実施場所	大口町
交付決定金額	金 円
全体事業費	変更前 金 円 変更後 金 円
変更後補助金交付申請額	金 円
変更理由	
変更内容	

（注）該当する□の中にレ印をつけてください。

添付書類

- （1）変更後の事業内容を表した図面等
- （2）変更後の事業に要する経費の見積書

様式第4（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

大口町都市緑化推進事業費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました大口町都市緑化推進事業費補助金変更承認申請については、大口町都市緑化推進事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり承認しましたので通知します。

事業の種類	<input type="checkbox"/> 屋上緑化 <input type="checkbox"/> 壁面緑化 <input type="checkbox"/> 空地緑化 <input type="checkbox"/> 駐車場緑化 <input type="checkbox"/> 生垣設置
事業実施場所	大口町
変更後補助金交付金額	金 円
特記事項	

様式第5（第8条関係）

年 月 日

大口町長 様

申請者

住 所

氏 名 ㊟

（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号

大口町都市緑化推進事業費補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のありました大口町都市緑化推進事業を中止・廃止したいので、大口町都市緑化推進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

事業の種類	<input type="checkbox"/> 屋上緑化 <input type="checkbox"/> 壁面緑化 <input type="checkbox"/> 空地緑化 <input type="checkbox"/> 駐車場緑化 <input type="checkbox"/> 生垣設置
事業実施場所	大口町
交付決定金額	金 円
事業を中止又は廃止する理由	

（注）該当する□の中にレ印をつけてください。

様式第6（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

大口町都市緑化推進事業費補助金中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請のありました大口町都市緑化推進事業費補助金中止・廃止承認申請については、大口町都市緑化推進事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり承認しましたので通知します。

事業の種類	<input type="checkbox"/> 屋上緑化 <input type="checkbox"/> 壁面緑化 <input type="checkbox"/> 空地緑化 <input type="checkbox"/> 駐車場緑化 <input type="checkbox"/> 生垣設置
事業実施場所	大口町
特記事項	

様式第7-1 (第9条関係)

年 月 日

大口町長 様

申請者

住 所

氏 名 ㊟

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号

大口町都市緑化推進事業費補助金完了報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のありました大口町都市緑化推進事業を完了したので、大口町都市緑化推進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

事業の種類	<input type="checkbox"/> 屋上緑化 <input type="checkbox"/> 壁面緑化 <input type="checkbox"/> 空地緑化 <input type="checkbox"/> 駐車場緑化 <input type="checkbox"/> 生垣設置		
事業実施場所	大口町		
緑化対象面積	m ²	生垣の延長	m
交付決定金額	金	円	
完了年月日	年 月 日		

(注) 1 交付決定年月日は、当初の交付決定の日を記入すること。

2 該当する□の中にレ印をつけてください。

添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 事業に係る図面 (完成平面図、緑化工法のわかる図面 (断面図等))
- (3) 写真 (対象緑化事業の施行中及び完了がわかるもの)
- (4) 事業費支払領収書の写し又はそれに類するもの
- (5) その他町長が必要と認める写真

様式第7-2 (第9条関係)

事業報告書

申請者名							
事業の種類		<input type="checkbox"/> 屋上緑化 <input type="checkbox"/> 壁面緑化 <input type="checkbox"/> 空地緑化 <input type="checkbox"/> 駐車場緑化 <input type="checkbox"/> 生垣設置					
事業実施場所		大口町					
事業期間		年 月 日～ 年 月 日					
事業費 *別紙事業費内訳明細書による		金 円	財源 内訳	交付金申請額	金 円		
				申請者負担額	金 円		
土地利用状況 *該当する箇所に○印をつける		住居系の用途地域		商業系の用途地域			
		工業系の用途地域		市街化区域に隣接した市街化調整区域			
		D I D 地区		既存集落			
		その他()					
優良基準	屋上緑化、壁面緑化、 空地緑化、駐車場緑化 *該当する箇所に○印をつける	公開性である。					
		緑化対象面積が1,000㎡以上である。					
		高木、中木による緑化面積が25%以上である。					
	生垣設置 *該当する箇所に○印をつける	接道延長が生垣延長の50%以上である。					
		1m当たり2本以上植栽をしている。					
敷地面積(うち緑化対象面積)		㎡① (㎡) ②					
屋上緑化面積(うち中高木)		㎡ (㎡)					
壁面緑化面積(うち中高木)		㎡ (㎡)					
駐車場緑化面積(うち中高木)		㎡ (㎡)					
緑化対象面積(うち中高木)		㎡② (㎡) ③					
緑化率		%②/①					
中高木植栽率		%③/②					
樹種	高木、中木、低木 (樹種名、本数、㎡)	樹種名	本	㎡	樹種名	本	㎡

様式第 8 (第 10 条関係)

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

大口町都市緑化推進事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで完了報告のありました大口町都市緑化推進事業費補助金について、大口町都市緑化推進事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり交付することに確定しましたので通知します。

事業の種類	<input type="checkbox"/> 屋上緑化 <input type="checkbox"/> 壁面緑化 <input type="checkbox"/> 空地緑化 <input type="checkbox"/> 駐車場緑化 <input type="checkbox"/> 生垣設置
事業実施場所	大口町
交付決定金額	金 円
特記事項	<p>補助金交付の条件</p> <p>補助金の交付を受ける申請者は、以下の点に留意してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「あいち森と緑づくり税」を活用した補助制度により緑化事業を実施した旨の表示板を設置してください。 2 緑化事業が完了した後においても管理者の注意をもって、樹木等の健全な育成及び管理に努めてください。 3 町長が必要と認めたときは、緑化施設の状況を速やかに報告してください。

様式第9（第11条関係）

年 月 日

大口町長 様

申請者

住 所

氏 名 ㊟

（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号

大口町都市緑化推進事業費補助金請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付確定のありました大口町都市緑化推進事業について、大口町都市緑化推進事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり補助金を請求します。

事業の種類		<input type="checkbox"/> 屋上緑化 <input type="checkbox"/> 壁面緑化 <input type="checkbox"/> 空地緑化 <input type="checkbox"/> 駐車場緑化 <input type="checkbox"/> 生垣設置								
事業実施場所		大口町								
補助金の請求額		金額			百			千		円
振 込	金融機関名	店 銀行 信用金庫 農業協同組合 所								
	預金種別	1 普通 2 当座	口座番号							
	(カタカナ) 口座名義	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								

あいち森と緑づくり税を財源とする「緑の街並み推進事業」により、
の緑化整備を行いました。

年 月
事業施工者

備考 大きさは、縦21センチメートル以上、横30センチメートル以上を標準とする。材料は任意とするが、耐候性、耐久性に富み、かつ、容易に破損しないものを用いること。

様式第 1 1 (第 1 4 条関係)

年 月 日

大口町長 様

申請者

住 所

氏 名

㊞

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号

大口町都市緑化推進事業費補助金対象緑化施設状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付確定を受け補助金の交付を受けました緑化施設の状況について、大口町都市緑化推進事業費補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

事業の種類	<input type="checkbox"/> 屋上緑化 <input type="checkbox"/> 壁面緑化 <input type="checkbox"/> 空地緑化 <input type="checkbox"/> 駐車場緑化 <input type="checkbox"/> 生垣設置
事業実施場所	大口町
補助金交付金額	金 円
完了年月日	年 月 日

(注) 該当する□の中にレ印をつけてください。

添付書類

- (1) 事業場所の位置図
- (2) 事業に係る図面 (完成平面図、緑化工法のわかる図面 (断面図等))
- (3) 写真 (対象緑化施設の最新の状況がわかるもの)

様式第12（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

大口町都市緑化推進事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで補助金の交付を決定しました大口町都市緑化推進事業費補助金交付申請については、補助金の交付の決定を取り消しますので、大口町都市緑化推進事業費補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり通知します。

事業の種類	<input type="checkbox"/> 屋上緑化 <input type="checkbox"/> 壁面緑化 <input type="checkbox"/> 空地緑化 <input type="checkbox"/> 駐車場緑化 <input type="checkbox"/> 生垣設置
事業実施場所	大口町
交付決定取消金額	金 円
特記事項	